

松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな事業活動の実施により収益力を向上させるとともに、給与等の引上げを行う中小企業者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業等 別表第1に掲げるいずれかに該当する者をいう。
- (2) 小規模企業等 別表第2に掲げるいずれかに該当する者をいう。
- (3) 賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最低賃金法第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を適用する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業・小規模企業等とする。

- (1) 松阪市内に本社、支社、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 法人にあっては法人税の青色申告を、個人にあっては所得税の青色申告を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者としなない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 暴力団（松阪市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、収益力向上に資する事業であって、原則として賃上げにつながる次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上
- (2) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (5) 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓
- (6) その他市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 国、都道府県、市区町村その他公的制度による補助金の交付を受けた事業
- (2) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項各号に掲げる事業に係る経費で別表第3に定めるものとする。

2 前項に定める補助対象経費のうち、「設備・備品の購入」は原則として新品とする。ただし、収益力の向上につながるものであって市長が必要と認める場合は、中古機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の機械等をいう。）を対象とすることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象としない。

- (1) 補助金の交付の申請、補助対象事業の実績報告及び補助金の請求に係る手続に要する経費
- (2) 飲食、遊興又は接待に係る経費
- (3) 不動産の取得又は賃貸に係る経費

- (4) 人件費（講師、専門家等に対する謝金を除く。）
- (5) 損失補填その他これらに類する経費
- (6) 支払利息、振込手数料、預託金、保証金その他これらに類する経費
- (7) 公租公課、官公庁手数料その他これらに類する経費
- (8) 消費税及び地方消費税相当額
- (9) その他市長が本補助金の趣旨に照らして適当でないと認める経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、上限を300万円、下限を10万円とし、予算額及び交付決定額の範囲内において交付する。

2 補助金の交付は、一の補助対象者において、一の年度につき1回を限度とする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者において、本補助金、「農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金」又は「中小企業エネルギー価格高騰対策緊急支援補助金」のいずれか一つの補助金のみ交付する。

4 補助金の交付は、同一の者が役員として登記されている複数の事業所から申請があった場合は、一つの事業所にのみ交付する。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）（ただし、申請者が小規模企業等である場合は、第8号に掲げる書類の提出をもって本誓約書の提出に代えることができる。）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書
- (5) 事業の収支見通し
- (6) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (7) 直近の事業年度の確定申告書の写し
- (8) 小規模企業等である旨の申出書（様式第4号）（申請者が小規模事業者である場合に提出するものとする）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は令和8年4月1日から受け付けるものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定通知を受けるより前に機械等の発注等を行う必要がある場合には、交付決定を受けるより前に着工（以下「交付決定前着工」という。）することができる。

3 前項の交付決定前着工をしようとする者は、令和8年2月24日以降に発注等を行い、速やかに松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助事業交付決定前着工等届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、市長が別に定める審査基準に基づき、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定するに当たり、必要な条件を付することができる。

（交付決定の条件）

第9条 規則第6条の規定及び前条第3項の規定により付する条件は、第4条に規定する、原則として賃上げにつながることを要件は、第7条第1項第8号に定める届の提出がある小規模企業等には適用せず、交付条件としないこととする。

（変更申請等）

第10条 規則第6条の規定により変更の承認を受けようとする補助対象者は、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業変更申請書（様式第7号）に、第7条第2項第3号から第9号までに掲げる書類のうち変更事項に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業変更承認・不承認決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延報告書（様式第10号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は第11条の規定による中止若しくは廃止の承認をした場合、又は次のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく市長の処分に違反、もしくは市長の指示を履行しない場合
- （2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3） 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- （4） 補助事業者が、同一の事業に対して、国、県、松阪市（松阪市が出資又は出損する団体を含む）、松阪市以外の市町その他これに類するものから補助金等の交付を受けている場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、別に定める日現在における補助事業の遂行及び収支の状況について、市長が必要と認めるときは、別に定める日までに状況報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第15条 補助事業者は補助事業が完了（第11条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた時を含む）したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は別に定める補助金実績報告書提出期限のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、実績報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書
- （2） 支出内訳書
- （3） 補助対象経費の支払いに係る領収書その他支出を証する書類の写し（補助対象経費の明細が分かるものに限る。）
- （4） 第4条第1項各号に掲げる補助対象事業に係る写真、成果物その他の補助対象事業を実施したことが分かる資料
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 第7条第1項第1号により申請し、交付決定を受けた補助事業者については、前項の書類に加え次の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなければならない。

- （1） 実績報告時に賃上げが実施されている場合は、賃金等の引上げを証する書類の写し
- （2） 実績報告時に賃上げが実施されている場合は、賃金引上げ計画に基づき賃金引上げを行う旨等の誓約書（様式第13号）

（補助金の額の確定等）

第16条 市長は前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金額確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の支払い)

第17条 補助事業者は、前項の規定により通知された補助金の支払を受けようとするときは、清算払請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業に係る経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、ほかの経理と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合も含む。)の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、取得財産等管理台帳(様式第16号)を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する取得財産等は、取得価格、又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(財産の処分制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等について補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号に定める期間について適用する。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する財産については、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間

(2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に定める耐用年数に相当する期間

3 補助事業者は、第1項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第17号）を市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づき財産の処分を承認したときは、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が当該取得財産等の処分により収入があったと認めた場合は、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（補助事業完了後の報告等）

第21条 市長は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から実施する。

別表第1（第3条関係）

中小企業・小規模企業等に該当する者

（1）中小企業者：中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条に準じて、以下のいずれかに該当する者

業種	以下のいずれかを満たしていること		
	資本金	従業員数	従業員の定義
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下	「常時使用する従業員」に限る。
② 卸売業	1億円以下	100人以下	
③ 小売業	5千万円以下	50人以下	
④ サービス業	5千万円以下	100人以下	

（2）中小企業団体他：以下のいずれかに該当する法人

中小企業団体等	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
---------	--

	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会
	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に基づき設立した酒造組合、酒造組合連合会等のうち、直接または間接の構成員の2/3が中小企業者であること。
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき設立した生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会等のうち、直接または間接の構成員の2/3が中小企業者であること。
	その他、特別の法律に基づき設立された組合等で、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの
特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業を行っており、認定非営利法人ではない法人で、かつ常時使用する従業員が300人以下の法人

（3）個人事業主

（4）その他中小企業等（会社法上の会社以外）

会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、その事業活動において収益を伴う事業を実施しており、かつ従業員が300人以下の法人。

別表第2（第3条関係）

小規模事業者等に該当する者（別表1のうち、下表の要件を満たす者）

業種区分	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業・その他	20人以下

※「商業」とは、卸売業、小売業を指します。

別表第3（第5条関係）

補助対象経費の区分	内容
開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が自ら行う新商品又は新サービスの開発に係る市場調査、試作品の製作及び改善のための評価テスト・商品モニター調査等に係る経費 ・製品化及び実用化のための特許使用料 ・パッケージデザイン費等
設備・備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品又は「事業専用車両」の購入、リース等に要する経費 ・ソフトウェアの購入に係る経費
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費、設計費、コンサルティング等に要する経費 ・ソフトウェアの開発費 ・外部に委託する新商品又は新サービスの開発に係る経費
店舗改装費	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業の実施に要する店舗の改装に係る経費
広告宣伝・販売促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広告宣伝及び販売促進に要する経費（ただし、ウェブサイト関連費を除く。）
ウェブサイト関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト、ECサイト等の構築、改良等に要する経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が必要と認める経費

備考 広告宣伝・販売促進費を補助対象経費とする場合は、他の補助対象経費と合わせて補助申請する場合に限る

様式第1号 (第7条関係)

中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度において中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金
円を交付されるよう、中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金要綱第7条の
規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 ○○事業計画書（第3号様式）
- 2 ○○収支予算書
- 3 誓約書（第2号様式）※小規模企業等である場合は誓約書に代わり7を提出
- 4 見積書の写し
- 5 図面や写真、仕様がわかる書類確定申告書等の写し
- 6 確定申告書等の写し
- 7 小規模企業等である旨の申出書（様式第4号） ※小規模企業等である場合
- 8 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

誓約書

（宛先）松阪市長

各項目の該当する□に✓印を記入して下さい。

項目	確認欄	
松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の要件を全て満たしています。 （市内に事業所を有する、市税を滞納していない、青色申告者）	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
国、都道府県、市区町村その他公的制度による補助金の交付を受けていません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
本補助金で取得した設備、物品等は、市長の承認を受けることなく、交付の目的外使用、譲渡、貸付け、処分等をしません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
市税の滞納がないことを確認するため、商工政策課の職員が納税状況を閲覧することに同意します。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
松阪市暴力団排除条例に基づく暴力団の排除のための誓約 （1）補助金を暴力団の活動に使用しません。 （2）補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

上記事項の誓約及び申請書類の内容は、事実と相違ありません。
これに反した場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

事業者の名称：

代表者役職・氏名：

責 任 者	(役職) (氏名) (連絡先)
担 当 者	(役職) (氏名) (連絡先)

様式第3号（第7条関係）

事業計画書
 （松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金）

事業名 （事業の概要）	
松阪市内に所在のある本社、支社、営業所等の所在地	〒
事業者の名称及び代表者役職・氏名	
連絡担当者	（部署） （氏名） （連絡先）電話 FAX メール

1 申請者の概要

主たる業種		常時使用する従業員数	人
資本金又は出資金		設立年月日	

2 事業の目的、期待する効果

--

3 事業の内容

--

4 事業の成果目標（数値等の定量的目標を記載）

--

5 事業の実施スケジュール

事業の完了予定年月日	年 月 日
事業の実施スケジュール	

6. 賃金引き上げ計画

賃金引上げ対象従業員及び基本情報

従業員氏名	生年月日	採用年月日	賃金比較月	賃金（時間給 換算額）
			令和 年 月	円
			令和 年 月	円
			令和 年 月	円

※ 賃上げ計画として賃上げを予定する従業員について記載すること。（全員を記載する必要はありません。）

※ 賃金比較月は令和7年4月1日以降に実施した直近の賃上げ実施時点、もしくは、令和7年4月1日のいずれか遅い時点を記載

※ 実績報告時に当計画時点賃金と賃上げ後賃金を比較します。

様式第4号（第7条関係）

小規模企業等である旨の申出書

私は、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金の申請にあたって、下記により小規模企業等であることを申し出ます。

記

業 種 内 容 (できるかぎり具体的に記載ください)		
常時使用する従業員の数（人）	人	
【下記の該当する業種区分のいずれか一つを選択し○印を付してください。】		
	業 種 区 分	常時使用する 従業員の数
()	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
()	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
()	製造業その他	20人以下

※「小規模企業等」及び「常時使用する従業員」は、本補助金交付要綱第2条第1項第3号による。

以下の内容について相違ないことを誓約します。（チェックしてください）

- 「市内に事業所を有する」、「市税を滞納していない」、「青色申告者」
- 本申請事業は「国や県、市町村の他の補助金交付を受けていません。」
- 本補助金で取得した設備、物品等は、市長の承認を受けることなく、交付の目的外使用、譲渡、貸付け、処分等をしません。
- 商工政策課の職員が納税状況を閲覧することに同意します。
- 松阪市暴力団排除条例に基づき、当補助事業にて暴力団に利益供与することは致しません

令和8年 月 日

(補助金申請者) 所在地 _____

名称(会社名又は屋号) _____

代表者職氏名 _____

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

松阪市長

様

申請者 所在地
代表者氏名

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助事業 交付決定前着工等届

標記補助金の交付決定前に事業着手する必要があるため、下記のとおり届け
出ます。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 補助事業に関する経費 円

3. 事業予定期間 年 月 日から

年 月 日まで

4. 設備の種類

5. 理由

様式第6号（第7条関係）

松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

松阪市長

年 月 日付けで申請のあった中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金について、次のとおり交付することになったので松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

(決定の内容)

(条件等)

○この補助金の決定内容、条件等に違反したとき、及び状況報告、実績報告の提出がなく、また、調査の拒否があったときは、この決定通知を取り消します。

様式第7号（第10条関係）

松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けで松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金の交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、松阪市補助金等交付規則第6条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金等変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

様式第8号（第10条関係）

松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業計画変更決定通知書

年 月 日

様

松 阪 市 長

年 月 日付けで申請のあった松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業の計画変更を承認したので、下記のとおり決定を変更します。

記

1 補助金等変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

3 条件等

様式第9号（第11条関係）

年

月 日

（宛先） 松阪市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助じぎょうの計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業の計画内容

3 廃止（中止）の理由

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

（宛先） 松阪市長

報告者 住 所

氏 名

電話番号

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業計画遅延等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の計画内容
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

様式第 1 1 号（1 4 条関係）

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金状況（又は実績）報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けで交付の決定の通知があった松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事業について、松阪市補助金等交付規則第 11 条（又は第 13 条）の規定によりその状況（又は実績）を関係書類を添えて報告します。

関係書類

1 ○○○○

2 ○○○○

様式第12号（第15条関係）

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金補助金について、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第15条の規定により、次の関係書類を添えて実績報告します。

1. 実績金額 円

2. 関係書類

- (1) 事業実績書（様式指定なし）
- (2) 支出内訳書（様式指定なし）
- (3) 支払明細書（領収書等の写し）
- (4) 補助対象事業の完了確認できる写真等
- (5) 賃金算出表（賃上げ後）

様式第13号（第15条関係）

賃金引上げ計画に基づき賃金引上げを行う旨等の誓約書

私は、松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金の実績報告に際し、以下の事項について誓約します。

- 1 本補助金の事業期間終了後であっても、補助金申請時に提出した賃金引き上げ計画書（第3号様式の6）に基づき、従業員の賃金引き上げを実施すること。
- 2 実績報告書の提出後6月を経過する日までの間に、次のいずれも行わないこと。
 - (1) 従業員の解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は従業員の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）。
 - (2) そのものの非違によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する従業員の募集を行い、従業員が退職すること。
 - (3) 当該事業場の従業員の時間当たりの賃金額を引き下げること。
 - (4) 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他従業員の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げること。

令和 年 月 日

補助事業者 所在地

名 称

代表者職氏名

Ⓜ

従業員代表者氏名

Ⓜ

様式第14号（第16条関係）

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金額確定通知書

令和 年 月

日

様

松阪市長

年 月 日付けで実績報告のあった松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第16条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 確定額 | 円 |
| 3. 交付済額 | 円 |
| 4. 返還額 | 円 |

様式第15号（第17条関係）

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金請求書

年 月 日

（宛先）松阪市長

請求者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名

松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金として、松阪市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

振 込 先	金融機関名	銀行	本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座 その他 ()	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		